

○茨城県立医療大学附属病院経営企画委員会要綱

(平成19年6月11日第4回病院幹部会)

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、茨城県立医療大学附属病院経営企画委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 各部長
- (4) 病院管理課長
- (5) 病院長が指名する者

2 委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる所掌事項を協議する。

- (1) 附属病院の経営企画に関すること
- (2) 附属病院アクションプランに関すること
- (3) その他附属病院の経営改善に関すること（他の委員会の所掌事項を除く）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、病院長をもってこれに充てる。

2 委員会には副委員長を置き、副院長をもってこれに充て、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。

2 委員会は、原則として隔月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の職員を委員会に出席させ、所掌事項に関し説明を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 事務局は議事録を作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

(周知)

第7条 委員会での審議結果については各部署への周知徹底を図る。ただし、審議内容によってはこの限りでない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、病院管理課で処理する。

付 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。